

別表 1 (第 2 条関係)

会議室	多目的ホール 研修室 視聴覚室 会議室 円卓会議室 ボランティア活動交流室
備 品	液晶プロジェクター

別表 2 (第 5 条関係)

区 分		午 前	午 後	夜 間	全 日	左記以外 の時間帯 ※ 12:00~13:00 17:00~18:00
		9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~21:00	9:00~21:00	
多目的ホール		<u>7,250</u>	<u>9,670</u>	<u>7,250</u>	<u>22,000</u>	<u>2,410</u>
研修室	全体	<u>5,270</u>	<u>7,030</u>	<u>5,270</u>	<u>16,050</u>	<u>1,750</u>
	1/2	<u>3,510</u>	<u>4,610</u>	<u>3,510</u>	<u>10,770</u>	<u>1,100</u>
視聴覚室		<u>3,510</u>	<u>4,610</u>	<u>3,510</u>	<u>10,770</u>	<u>1,100</u>
会議室	全体	<u>3,510</u>	<u>4,610</u>	<u>3,510</u>	<u>10,770</u>	<u>1,100</u>
	1/2	<u>2,410</u>	<u>3,070</u>	<u>2,410</u>	<u>7,250</u>	<u>650</u>
円卓会議室		<u>2,630</u>	<u>3,300</u>	<u>2,630</u>	<u>7,700</u>	<u>870</u>
液晶プロジェクター		<u>1,030</u>	<u>1,030</u>	<u>1,030</u>	<u>3,090</u>	—

注 1) 午前及び午後を継続して利用する場合は、12:00~13:00の利用料金を午後及び夜間を継続して利用する場合の利用料金は17:00~18:00の利用料金を無料とする。

注 2) 利用時間が午前、午後、夜間、及び各区分の時間に満たない場合であっても、利用料金は各区分に掲げる額とする。

※12:00~13:00及び17:00~18:00のみの使用は不可とする。